学校法人香川県明善学園

女性活躍推進法に基づく行動計画

性別にとらわれず、すべての教職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間

令和４年４月１日～令和９年３月３１日　までの５年間

２．内　　容

目 標 １：時間外勤務削減のため（10%削減）、毎月第２月曜日はノー残業デーとする。

≪対策≫

●令和４年４月～：毎月第２月曜日は会議等を予定しない。